

利用にあたって

1 調査の目的

山口県内における母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）の実態、ニーズ等を調査・把握し、今後のひとり親世帯等の福祉施策を効果的に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象

山口県内のひとり親世帯等

3 調査の種類、基準日、方法

調査の種類	基準日	方法
基礎調査（全数把握）	令和4年10月1日	ひとり親世帯等に該当する世帯の把握
実態調査（抽出調査）	令和4年11月1日	ひとり親世帯等のうち一部抽出調査

4 調査の実施主体及び協力機関

- (1) 実施主体 山口県
- (2) 協力機関 山口県内の各市町

5 調査等の手順

(1) 基礎調査

各市町は、令和4年10月1日現在の児童扶養手当受給者等により、ひとり親世帯等の可能性がある世帯を把握した。

(2) 実態調査

- ① 各市町は、基礎調査により把握した世帯から無作為抽出により、実態調査対象世帯を決定し、「実態調査対象世帯名簿」及び「世帯数集計表」を作成した。
- ② 県は、①により作成された「実態調査対象世帯名簿」に基づき、該当する世帯に調査票を郵送し、令和4年11月1日現在の状況について回答された調査票を郵送により回収した。

<調査対象世帯数：合計 9,555 世帯>

母子世帯	6,410 世帯
父子世帯	899 世帯
寡婦世帯	2,246 世帯

(3) 実態調査の回収率

(単位：世帯、%)

区分	調査対象世帯数 (A)		回収世帯数 (B)		回収率 (B) / (A)	
	R04年調査	H29年調査	R04調査	29年調査	R04年調査	29年調査
母子世帯	6,410	3,111	2,538	1,167	39.6	37.5
父子世帯	899	1,127	266	401	29.6	35.6
寡婦世帯	2,246	1,028	742	361	33.0	35.1
合計	9,555	5,266	3,546	1,929	37.1	36.6

6 用語の定義

(1) 世帯

基準日（令和4年10月1日）現在、事実上住居を共にし生計を同一にしている者の集まり

(2) 児童

満20歳未満で未婚の者

(3) 母子世帯

配偶者のない女子がその児童を扶養している世帯（児童の父以外の同居者がいる世帯を含む。
なお、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は該当しない。）

(4) 父子世帯

配偶者のない男子がその児童を扶養している世帯（児童の母以外の同居者がいる世帯を含む。
なお、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は該当しない。）

(5) 寡婦世帯

配偶者のない女子で、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことがある者（配偶者のない女子の父母と同居している場合等を含む。）

〈注意〉

- ① 20歳未満の児童とは、平成14年11月2日以降に生まれた者をいう。
- ② 父母には養父母を含む。
- ③ 配偶者のない女子（男子）とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 配偶者と死別又は離婚し、現に婚姻していない者
 - イ 配偶者が事故等により1年以上生死が明かでない者
 - ウ 配偶者が家出・行方不明等により、1年以上遺棄されている者
 - エ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者
 - オ 配偶者が法令により1年以上拘禁されている者
 - カ 婚姻によらないで父又は母となり、現に婚姻をしていない者
- ④ 父母のない児童とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 父母と死別した児童
 - イ 父母が事故等により1年以上生死不明である児童
 - ウ 父母が家出・行方不明等により、1年以上遺棄されている児童
 - エ 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童
 - オ 父母が法令により1年以上拘禁されている児童